令和2年度税制改正要望

令和元年 5月20日

京橋 法人会

税目	最優先要望事項
法人税	中小法人の軽減税率の恒久化及び適用所得金額の大幅な引き上げ(継続要望、一部修正) 平成31年度税制改正によって中小企業者等の法人税率の特例が、令和2年度末まで2年間延長された。我が国の経済成長の源泉であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の経営基盤の強化、競争力を図る観点から中小法人の軽減税率は時限措置ではなく恒久化するとともに、適用所得金額については現行の800万円以下から、1,600万円へ大幅に引き上げるべきである。

税目	その他要望事項
法人税	法人税率の更なる引き下げ(継続要望) 平成23年度税制改正により普通法人の税率は25.5%(改正前30%)と引き下げが 実施され、平成26年度税制改正では復興特別法人税について1年間前倒しでの終了が決定 し、平成27年度税制改正により税率は23.9%、平成28年度税制改正では、2年毎に 23.4%・23.2%へと段階的な引き下げが行われ、現在23.2%であるが、企業の 海外流出を防止し、国際競争力の強化や積極的な設備投資等を通じて持続的な経済成長を図 るため、更なる税率の引き下げを行うべきである。
法人税	交際費課税制度の見直し(継続要望、一部修正) 資本金が1億円以下の中小法人について年800万円までの定額控除限度額以下の支出した交際費の額の全額が損金算入できる規定が令和元年度末に適用期限を迎える。当該措置を時限的なものではなく恒久的な措置とすべきである。また、中小企業における事業遂行上必要かつ合理的な支出である交際費については全額損金算入とすべきである。 税務上の交際費の範囲から除かれる飲食費(1人当たり5,000円以下)については消費の拡大にも資することから、その範囲を社内交際費にも拡充するとともに、限度額を1人当たり10,000円以下に引き上げるべきである。
法人税	欠損金制度の拡充(継続要望) 欠損金の繰戻還付制度の対象法人を資本金1億円以下の中小法人から資本金5億円未満の 大会社以外の法人に拡大するとともに、繰戻期間を3年に拡充すべきである。 又、平成23年度税制改正において繰越期間が9年に延長され、さらに平成27年度税制 改正において10年に延長されたが、グローバル競争がより一層激化する中、世界的な経済 環境の変化に対応し、我が国企業がリスクのある事業に果敢に挑戦できる環境を整備するた め、繰越控除期間は無制限とすべきである。
法人税	役員給与の取扱い(継続要望) 役員給与については職務執行の対価であるから恣意性のないものについては損金算入と した上で、損金不算入となる役員給与を限定するように改めるべきである。 又、定期給与の改定については6ヶ月以内まで認め柔軟化を図るべきである。 くわえて、役員給与を引き下げた場合の損金不算入については、損金算入を認めるべきである。
法人税	役員退職給与の取扱い(継続要望) 損金不算入となる過大な退職給与については、損金不算入となる税務リスクを事前に回避するため、個々の企業や人物に応じた過大となる退職給与の額の明確化を求める。
法人税	少額減価償却資産の拡充と一括償却資産の廃止(継続要望) 事業供用事業年度に全額が損金算入可能な少額減価償却資産の範囲を現行の10万円未満から30万円未満に改正し、これに併せて一括償却資産の損金算入制度を廃止すべきである。

1

税目	その他要望事項
法人税	特定同族会社の留保金課税の廃止(継続要望) 現行は、資本金1億円以下の中小法人は本制度の対象外ではあるが、財務基盤の強化が不可欠といえる中小法人にとって、今後も本制度が拡大適用されるべきではないし、そもそも自己資本の充実を阻害するこの制度を廃止すべきである。
法人税	金銭債権の貸倒れ計上基準を明確化し、法令で規定すること(継続要望) 法人税法(第33条)では金銭債権の評価損を原則として認めていない。貸倒損失として認められるのは、法人税基本通達に定める要件を満たすもののみとなっている。 租税法律主義の観点からも損金算入の拠りどころを法令で明らかにし、その要件を大幅に緩和すべきである。
法人税	特別控除の税額控除限度超過額の繰越期間を3年間へ(継続要望) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度については、税額控除限度超過額の1年間繰越しが認められているものの、創業企業や赤字企業が設備等に投資をし、黒字化を目指す期間としては極端に短く、創業や再生への意欲がある企業の大半は恩恵を受けられないものとなっている。税額控除限度超過額の繰越期間を3年間に延長し、このような意欲ある企業を支援すべきである。
法人税	中小企業投資促進税制の拡充・恒久化(新期要望・一部修正) 中小企業投資促進税制は平成31年度税制改正において、令和2年度末まで2年間延長された。中小企業の生産性向上・競争力強化を図るために、対象設備の拡大、価格要件の緩和等、経営力向上計画の認定が不要な中小企業投資促進税制の更なる拡充および恒久化を求める。
法人税	青色申告制度の原則化(継続要望) 法人については、青色申告の承認申請を受けていることが通常であり、白色申告のニーズは実質ない。しかし現行法では、法人は青色申告の承認を受けるために、承認申請書の作成・提出など、余計な事務負担を負わされている。法人、税務行政、双方の事務手続き簡素化を図るためにも、青色申告は承認申請を行わずとも受けられる原則の措置とすべきである。
法人税	災害対策を講じた企業への税優遇措置の拡充(新規要望) 平成31年度税制改正において、中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえ、サプライチェーンや地域の雇用等を支える中小企業者の事前対策の取組強化の観点から、中小企業等経営強化法の改正を前提とする事業継続力強化計画(仮称)に基づく防災・減災設備への投資について、特別償却ができる措置が創設された。 大規模な災害が発生した場合の人的損失・経済的損失は計りしれないものがあり、税制面からも、民間企業の防災・減災を強力に推し進めるべきである。同措置について、計画の認定を不要とし、特別償却に加えて税額控除も選択できるよう大幅な拡充を求める。
消費税	納付税額について、延納制度を新設すること(継続要望・一部修正) 令和元年10月以降からの消費税増税により消費税を資金繰りに組み込んでいる中小企業 にとっては期限内に消費税を全額納付することが、より厳しい状況となることが予想され る。 そこで確定税額について、所得税の延納制度に倣って確定納付額の2分の1を期限内に納 付することを条件に延納制度を創設すべきである。
消費税	中間申告義務の限度額を引き下げること(継続要望・一部修正) 消費税は事業者にとって預り金的な性格を有しており、このことが期限内の全額納付を困難としている要因でもある。年税額が48万円以下の事業者には、任意の中間申告制度もあるものの、さらに中間申告義務の基準となる金額を引き下げて、中間申告納付の対象となる事業者を増やすことで、無理のない期限内納付の推進を図るべきである。
消費税	消費税の届出書制度の改正及び簡易課税制度の見直し(継続要望) ① 消費税の課税事業者選択届出書及び簡易課税制度選択届出書の効力の発生は、提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日からとなっている。本制度を中小企業のフレキシブルな経営に活かすため、その有効期間の開始日を当該届出書を提出した日の属する課税期間の初日と改正すべきである。 ② 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等を行った場合は、期首に遡って原則計算への変更を認めるべきである。

2

税目	その他要望事項
消費税	軽減税率及びインボイス制度について(継続要望) 消費税率10%の引き上げ及び軽減税率制度の導入は令和元年10月1日より実施される こととなっている。又、令和5年10月1日より適格請求書等保存方式の導入に際して、事 業者の事務負担の軽減、免税事業者等の取引からの排除が行われないよう、制度設計に配慮 を求める。
消費税	基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止すること(継続要望) 将来の業績予想すらままならない昨今の経済情勢を踏まえると、2年前の状況で課税事業者であることを決定されるのは、適切な担税力を踏まえたものとは言い難い。 事実、その課税期間の課税売上高が1千万円以下であっても納税義務者となりうる。 少なくとも前期の課税売上高もしくは当期の課税売上高で納税義務を判断又は選択できるようにすべきで、基準期間での納税義務判定制度については、廃止すべきである。
消費税	消費税の確定申告期限の延長を認めること(継続要望) 法人税においては、会計監査人の監査を受けなければならないこと等により決算が確定しないため、確定申告書を提出期限までに提出することができない場合には、確定申告書の提出期限を1ヶ月延長する特例が設けられている。また、個人の消費税においては、個人事業者の12月31日の属する課税期間の消費税の確定申告の期限は2月末日ではなく、3月31日までに延長されている。しかるに法人の消費税においては、延長の特例規定はなく、法人税及び個人の消費税との不均衡が生じている。法人の消費税について、法人税に準じた確定申告期限の延長を認めるべきである。
地方税	固定資産税(土地・家屋)(継続要望) 中小法人について固定資産税の軽減税率を創設し、負担の軽減を図るべきである。 又、地域産業の競争力強化や空洞化防止の観点から土地の評価の評価基準を地価公示価格 の7割から6割に引き下げるべきである。 家屋については現状の再建築価格を基準とし、経年減点補正率による評価では実際の取引 価格との格差が大きいので、評価方法について実勢価格に近い評価になるような方法に変更 すべきである。
地方税	固定資産税(償却資産)(継続要望) ①償却資産の課税標準額算定にあたっては耐用年数を経過した資産は残存価値が無く、むしろ廃棄のための費用負担を考慮するとマイナス価値となるので、最低評価額5%を廃止し、残存簿価1円まで償却を進めて評価すべきである。 又、設備投資を税制面でも一層支援するため軽減免税点150万円を300万円に引き上げるとともに30万円未満の少額減価償却資産を課税対象外とすること等の措置が必要である。 ②償却資産税は、賦課期日である1月1日に保有する償却資産を1月末日までに申告することとなっている。しかしながら、中小企業が資産の保有状況を把握し、経理方法を決定するのは、決算時期になることが多く、申告を1月末日までに行うことは合理的ではない。そこで、法人の償却資産の賦課期日は決算日として、申告期限は法人税の申告期限に合わせるべきである。
地方税	事業所税(継続要望) 事業所税の課税標準となっている資産割(床面積)は固定資産税と従業者側(給与総額)は法人事業税の外形標準課税との二重課税となっており、課税の合理性を欠くものであり、雇用創出の阻害要因にもなっている。 従って都市機能がある程度整備された現状において事業所税は廃止すべきである。
地方税	事業税、住民税に欠損金の繰戻し還付を創設すること(継続要望) 欠損金の繰り戻し還付制度は、資金調達力の脆弱な中小法人にとって資金回収のために 必要な制度であり、近年のような景況化では不可欠である。 法人税のみならず、事業税・住民税にも同制度の創設を要望する。
地方税	不動産取得税を軽減すること(継続要望) 不動産取得税は、その取得の事実に課税される税であり、所有の事実に課税される固定 資産税とは異なるものの、取得者と所有者は、ほぼ同一人であることから、その負担を軽減 すべきである。

3

京橋

地方税	外形標準課税制度を中小企業に導入しないこと(継続要望) 政府税制調査会では、法人税率の引き下げに伴う財源として、中小企業に対する外形標 準課税の導入が検討されているが、担税力に乏しい中小企業に対しては外形標準課税を導入
	すべきではない。
その他	印紙税の廃止(継続要望) 現状として電子決済、ペーパーレス化が進み文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じているので廃止すべきである。
その他	税務関係届出書類提出先の一本化(新規要望) 法人の設立、及び本店移転、代表者の変更、資本金の変更等の登記事項に変更があった際には、税務署・都道府県税事務所・市区町村にほぼ同様の届出書類をそれぞれ提出しなければならず、企業に余計な事務負担を強いている。税務署を税務関係書類の提出先の窓口として一本化し、国と地方で情報を共有する仕組み作りを進めるべきである。

京橋

4